

令和 8 年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業
(在宅医療・介護連携サポート事業) 実施要領

1 事業の概要

在宅医療を提供している医療機関と入院医療機関との円滑な連携による診療体制を確保できるよう、入院医療機関が後方支援病院ネットワーク（在宅患者に入院治療が必要となった場合に受け入れる医療機関間のネットワーク）を構築するための経費及び 24 時間体制の受付窓口を設置し運営するための経費の一部を補助する。

2 補助対象機関

本事業の補助対象となるのは、徳島県内の医療機関であり、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 西部及び南部の救急告示医療機関
- (2) 東部医療圏において後方支援病院として、24 時間受入体制を構築できる（200 床以上）医療機関

3 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 補助対象経費

- ・ 24 時間受付窓口に係る事務消耗品等。
 - ・ 後方支援病院ネットワークに参加する医療機関や後方支援病院ネットワークを利用する医療機関との連絡調整に係る会議費。
 - ・ 24 時間受付窓口の受付担当者の人件費（受付業務に専従している時間にのみ適用可能）。
- ※ 24 時間受付窓口の設置に関する費用の内、事務用品費等の物品購入費及び事務室設営に係る費用等（消耗品費用を除くハード分）に関しては、必要経費の 1 / 2 までは補助上限額とする。

5 補助基準額等

補助基準額及び補助上限額は、対象となる医療機関 1 箇所につき 1,500 千円とする。

6 補助の流れ

- (1) 補助を受けようとする医療機関は、県が別途定めた公募期間中に事業計画書等を県に提出する。
- (2) 県は、事業計画書等を審査し、必要に応じて、補助を受けようとする医療機関と事業費等の調整を行う。
- (3) 県は、補助を受けようとする医療機関へ補助金交付申請書の提出を依頼する。
- (4) 補助を受けようとする医療機関は、補助金交付申請書を提出する。
- (5) 県は、補助金交付申請書を審査し、補助金交付決定を行う。
- (6) 県は事業終了後に、補助対象者からの請求により、補助対象者に補助金を交付する。

7 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課 担当：七條

電話 088-621-2151 ファクシミリ 088-621-2898

メールアドレス shichijou_sorai_1@pref.tokushima.lg.jp